（注２０）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。
（注２１）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２２）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２３）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注２４）当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注２５）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注２６）課税事業者に該当する場合には、電子又は書面にて発行されたインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録通知書の写しを添付すること。
（注２７）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注２８）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注２９）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注３０）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。

（注３１）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称）を明らかにする書類を添付すること。
（注３２）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。
（注３３）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注３４）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第２（第４条の２関係）

１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第１項の規定に基づき、１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画　　第１表による

担当経済産業局（注２）＿＿＿